

我孫子市自転車置場設置基準

平成 14 年 2 月 6 日（我孫子市告示第 19 号）

平成 19 年 11 月 30 日（我孫子市告示第 221 号）

平成 24 年 7 月 9 日（我孫子市告示第 177 号）

平成 25 年 10 月 8 日（我孫子市告示第 226 号）

1 趣旨

この基準は、我孫子市開発行為に関する条例（平成 19 年条例第 25 号）の適用を受ける自転車駐車場の設置について、関係法令に定めるもののほか、必要な設置基準を定めるものとする。

2 設置の基準

事業者は、次のとおり自転車置場を設置するものとする。

施設の用途	施設の規模等	自転車置場の規模
銀行、信用金庫その他の金融機関	該当する用途に供する面積が 500 平方メートルを超えるもの	25 平方メートルごとに 1 台
遊技場	該当する用途に供する面積が 300 平方メートルを超えるもの	15 平方メートルごとに 1 台
百貨店、スーパーマーケット、その他小売店	該当する用途に供する面積が 400 平方メートルを超えるもの	20 平方メートルごとに 1 台
飲食店	該当する用途に供する面積が 400 平方メートルを超えるもの	20 平方メートルごとに 1 台
共同住宅等	住戸数が 3 戸以上の共同住宅、長屋、寄宿舎その他これらに類する用に供する建築物	住戸数に 1.5 を乗じて得た台数（ワンルームマンションは、戸数×1 とする。）
福祉施設等	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設並びに介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 24 項に規定する介護保険施設及び同条第 27 項に規定する介護老人保健施設	常駐職員数分の台数
上記以外で市長が必要と認めるもの	別途協議の上、市長が定める。	別途協議の上、市長が定める。

3 算定方法

（1）該当する用途に供する面積の算定方法は、次によるものとする。

ア 銀行、信用金庫その他の金融機関は、銀行室、信用金庫室、一般応接室及びショーウインドウ等の床面積の合計とする。

イ 遊技場は、遊技室、景品交換所等の床面積の合計とする。

ウ 百貨店、スーパーマーケットその他小売店は、売場、売場間の通路、ショーウインドウ、ショールーム、承り所、物品加工修理所等の床面積の合計とする。

エ 飲食店は、食堂、調理室、ショーウインドウ等の床面積の合計とする。

- (2) 自転車置場の規模の算定において、1 台未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (3) 平面式の自転車置場の標準面積は、1 台当たり 0.9 平方メートル (1.8メートル×0.5メートル) とする。

- 4 基準の施行日 平成 14 年 4 月 1 日 (我孫子市告示第 19 号)
平成 19 年 11 月 30 日 (我孫子市告示第 221 号)
平成 24 年 7 月 9 日 (我孫子市告示第 177 号)
平成 25 年 10 月 8 日 (我孫子市告示第 226 号)